

小値賀町議会第一回定例会は、平成二十二年三月八日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
横	松	立	伊	岩	浦	小	土	加	宮
山	永	石	藤	坪		辻	川	山	崎
弘	勇	隆	忠	義	英	隆	重	雅	良
藏	治	教	之	光	明	郎	佳	徳	保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
山田	中山	筒井	大黒	谷村	西村	中川	吉元	蛭子	升水	尾野	尾崎	大田
憲道	敏章	英敏	泰三	良一	久之	一也	勝信	晴市	裕司	英昭	孝三	一夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成二十二年三月八日（月曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（松永勇治議員・宮崎良保議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 所 信 表 明
- 第四 一 般 質 問
- 第五 議案第五号 小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第六号 小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第七 議案第七号 小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 第八 議案第八号 小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例案
- 第九 議案第一〇号 小値賀町風致保存条例を廃止する条例案
- 第十 議案第九号 小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案
- 第十一 議案第一一号 長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 第十二 議案第一二号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第十三 議案第一三号 長崎県市町村総合事務組合の規約変更について
- 第十四 議案第一四号 野崎島自然学塾村の指定管理者の指定について

午前十時零分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十二年小値賀町議会第一回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、九番・松永勇治議員、一番・宮崎良保議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から三月十一日までの四日間に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から三月十一日までの四日間に決定しました。

日程第三、所信表明を行います。

町長より所信表明の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長（山田憲道） おはようございます。

本日、ここに、平成二十二年小値賀町議会第一回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出

席を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、開会に当たり、町政の運営について施政を申し述べますとともに、議案の主なものについて、その概要をご説明申し上げます、議員各位、並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今、全国的に景気は回復傾向にあると言われておりますが、地方においては、都市との格差等で依然として厳しい状況にあります。将来にわたっての地方交付税の不透明さや、今後予想される諸々の事業に備え、厳しい財政運営をしき、体力の増強に努めて参りたいと思います。そのため、二十二年度当初予算は、従来の経費削減のみならず、廃止・縮小・見直しをした上で、必要最小限の経費で最大の行政効果を計るべく、年間を通ずる総合予算として編成いたしております。厳しい財政状況の健全化、また、平成二十年四月に策定されました『小値賀町行政改革大綱』に基づき、平成二十一年度より実施しております一般職員の給与の削減を今年度も継続いたします。

また、庁舎に太陽光発電を導入し、環境にやさしい自然エネルギーを活用し、地球温暖化防止を図るため実施いたします。定住人口の拡大を推進するため、各種イベントの折の情報発信、ＵＩターン促進事業を実施いたします。

県より要望されておりました、パスポート窓口業務の町への権限委譲を、平成二十二年四月一日より実施することとなりました。これにより、小値賀町民も小値賀町で申請から交付まで出来るようになりますので、町民のメリットになると考えております。

戸籍の電算化は、平成二十二年一月三十日から現戸籍について稼動し、原戸籍や除籍も二月二十六日から稼動いたしました。今後、戸籍の発行業務の迅速化、作成業務の迅速化と正確性の向上が図れることとなります。

新上五島警察署小値賀駐在所の移転に伴い、旧駐在所は、地域活動支援センターとして障害者の在宅支援の拠点として利用してまいります。

また、高齢者が家にこもらず活動的に暮らすよう七十五歳以上の高齢者を対象に小値賀交通のバス、小離島を結ぶ町営渡船の運賃を無料にする『小値賀町いきいき敬老パス』を交付することにいたしました。

特別養護老人ホーム「養寿園」、グループホーム「暖家」は、新しく町内に設立された社会福祉法人「値賀の里」に帰属し、四月一日から新たにスタートすることになります。

感染症対策では、高齢者の大きな死因である肺炎予防のため、昨年からは始めた肺炎球菌予防接種は、助成対象である七十

五歳以上の約六割の方が受けられました。今年を対象を七十歳以上に拡大して実施することにいたしました。

また、乳児のインフルエンザ菌B型により発症する髄膜炎等の重篤な感染症を予防するためのHibワクチン予防接種の助成を新たに始めることにいたします。

離島である小値賀町においては、元気な赤ちゃんの誕生のため、胎児の健やかな成長を確保することは、特に大切なことだと思っております。国の妊婦健診、十四回公費負担制度を受けて、安全・安心出産支援補助金条例を見直し、妊娠前期についても定期健診の際の船賃助成を行うことといたします。

環境関係では、国のグリーンニューディール基金事業の採択を受けて空港周辺の海岸漂着物の撤去処理事業を計画いたしております。また、循環型社会の構築を積極的に進めていく必要があります。そのために生ゴミの処理について、各家庭に設置するコンポストと電気式の生ゴミ処理機の購入に係る補助制度を継続し、家庭菜園等に利用するなど生ゴミ減量化や住民のごみ処理に関する意識の改革を進めてまいります。

今後の世界遺産登録、中長期滞在型観光事業の可能性を含めた利活用を再検証するため、県は平成二十二年度までの空港の利活用検討の期限延長を行っております。現在、民間航空会社と利活用策の検討を行っており、町としても受皿の整備を本年度計画いたしております。今後、新たな利用促進が図られるよう、本格的な事業検討を進めてまいります。

昨年九月の政権交代により、国の農業政策が大きく変わろうとしています。国は、平成二十三年度より農家の「戸別所得補償制度」を本格実施するとしていますが、それに先立ちモデル事業として平成二十二年度は「米の戸別所得補償モデル事業」が実施されます。本制度の趣旨普及と事務の円滑化に努めます。また、昨年度からの「農地法」及び「農業経営基盤強化促進法」の改正に伴い、国が「新たな食料・農業・農村基本計画」を立てるので、それに沿って町の「基本構想」も見直す予定です。

畜産関係におきましては、畜産農家の経営安定のため、子牛用配合飼料の購入費用の一部を補助することにより、和牛子牛飼育マニュアルに沿った飼育を取得し、子牛の発育向上と品質の向上に努めます。

昨年十二月、農地法等の改正がなされ、平成二十二年度からは遊休農地対策制度が農振法から農地法へ移行されました。それに伴い、農業委員会において、農地の利用状況調査・報告が義務化されましたので、今後一層、関係機関と連携を密にし、耕作放棄地の解消を図りつつ農地の有効利用へ繋げてまいります。

また、農業者年金についても、老後の生活の安定を図る観点から加入推進に努めてまいります。

長引く魚価の低迷、経費の増加、藻場の衰退、資源の減少、密漁・違反操業の横行等、数多くの課題を抱えた漁業の厳しい経営状況のなか、漁協組合員の高齢化、後継者不足は大きな問題であります。そのため、県の補助制度を活用した新規就業希望者の漁業技術習得等の事業を昨年度から実施し、地元出身者が現在研修を行っておりますが、今年度も募集して、新規就業者の確保対策を強化したいと考えております。

平成十七年度から五カ年事業の離島漁業再生支援交付金事業につきましては、平成二十二年度からさらに五年間の延長が決まりました。制度の内容は前回とほとんど同じで、各種の取り組みについては、小値賀漁業集落、県・漁協と連携を取りながら計画を策定し、引き続き支援を行なってまいります。

町直営施設のアワビ種苗センターとあわび館においては、例年同様にそれぞれ稚貝の放流数の増加、収支の向上を目標に関係機関等の支援をいただきながら、引き続き取り組んでまいります。

中小企業の景気見通しとしては、国内需要の低迷やデフレ影響が不安要素として挙げられており、景気の回復は大変厳しい状況下にあります。当町の商工業においても消費の冷え込みが続いており、依然として厳しい状況にあります。今後とも商工会を中心とした商工業振興に関係機関と連携しながら積極的に取り組んでいきます。

観光におきましては、旧野首教会が世界遺産暫定リスト入りした効果もあり、多くの方が野崎島を訪れているところです。野崎島の魅力を情報発信しながらツアーや小学校児童を対象にした子ども農山漁村交流、修学旅行の受け入れなど、自然体験・民泊体験を通じた交流人口の拡大を図る事業展開を進め、地域資源を活用した体験型観光の推進を引き続き図っていきます。また、本格的な観光の産業化に取り組むため古民家再生事業を展開し、新たな観光客誘致を進めつつ、地元産業と連動した農山漁村の活性化を図ってまいります。事業推進のために、県のふるさと雇用再生特別基金の活用や地域おこし協力隊による雇用確保で、NPO法人等の人材確保を図っていく予定です。

当町じげもん振興協議会が取り組んでいる、インターネットによる特産品の販路拡大やシステム運営のために、国の事業である「地域おこし協力隊事業」を活用して専任スタッフを雇用し、なお一層の運営努力に取り組みます。また、関東・関西・福岡・県北の各小値賀会の協力により、販路拡大や「じげもん」の応援組織として発足している「じげもん推進隊」によるPR活動とテレビや新聞社などのマスコミを活用した、小値賀町の知名度アップを更に推進してまいります。



町内の活動として、「ふるさとの味・かーちゃんの味」つたえよー会が取り組んでおります「地産地消推進事業」を、今年度も引き続き支援し、事業の推進を図ってまいります。

渡船事業につきましては、人口減少や少子高齢化のため、地元住民の利用は減少傾向にありますが、アイランドツーリズム協会等による大島・野崎島を活用した積極的なプログラムにより、全体的な利用者は増えていきます。今後も町民及び各種団体と連帯を図りながら利用者の向上に努め、町民の生活航路としてその責務を果たしていきたいと考えております。

当町の道路・漁港・住宅・水道・下水道等のインフラ整備はほぼ終了し、今後は町民の高齢化やそれに伴う実働人口の減少による清掃活動や維持活動の低下も考慮しながら、各施設の改良や維持補修に努め、施設の長寿命化を図り、経費の節減を図りたいと考えています。

県営事業の小値賀漁港の整備につきましては、昨年に引き続きまして、黒島南防波堤の改良、旧ターミナル周辺の岸壁の耐震化を行うとともに、漁業活動の省力化と高齢化対策により農協前の岸壁の浮体式への改良工事を行う予定となっております。

昨年九月の政権交代による地域主権の推進、少子化、超高齢化の進行、本格的な人口減少社会の到来など、教育を取り巻く環境は大きく変化しております。このような先行き不透明で、変化が常態とされる時代にあって、本来の教育を見据えて、小値賀町の教育方針に沿った教育行政の一層の推進を図って行きたいと考えております。

小値賀町教育の目標の一つである「確かな学力と豊かな情操を育てる学校教育の推進」を図るための拠点であります小学校、中学校の校舎問題については、校舎建設に向けての基本構想を検討・策定し、二十二年度中に基本計画、実施計画を作成し、二十三年度中の工事着手を計画いたしております。また、校舎建設について新たに校舎建設委員会を設置し、教室の配置、安全性等を検討、協議を進めていき、より良い校舎造りに努力したいと思います。

小中高一貫教育については、平成十九年度からの試行、二十年度から本格実施となり四年目を迎えます。これまでの三年間の成果、課題を分析、検証し、新たな運営組織を再編しながら、子ども達一人ひとりの夢実現のため、学校、地域、行政が一体となった取り組みを実践し、様々な課題を一つ一つ解決しながら、教育環境の向上に努力していきたいと考えております。

世界遺産登録については、平成二十年度から重要文化的資産の選定に向け、各分野の専門委員による調査、協議を重ねて

きましたが、二十二度は重要文化的景観の国への申し出を早期に行い、今年度中の選定の答申を得、保存管理計画、修景計画等の作成を実施いたします。今後も、これまでどおり、県と五市二町とが足並みを揃え、世界遺産への正式登録を目指して取り組んでいきたいと考えております。

県からの派遣医師であります今立医師が、三月末で一年半の任期が満了する予定でしたが、今後の対応を本人、並びに県と協議しました結果、来年三月までの一年延長していただくということでご了解いただいております。新年度も引き続き、大住元所長との二名で安定した医療体制の確保を図りたいと考えております。研修医についても二十二年度は十四名の受け入れを予定しており、常勤医の手助けにもなり、将来は診療所の医師確保にも繋がるのではないかと期待しております。

一方、慢性的な看護師不足につきましては、三月末で看護師一名が退職しますが、四月から新たに看護師二名の採用が決まっております。看護師確保につきましては、各方面で対策を進めておりますが、今後も引き続き看護師確保について努力していきたいと考えております。また、新年度から理学療法士一名を採用し、運動療法等が診療所でできるようになり、高齢者や身障者のリハビリ等に期待されます。また、診療所外での理学療法士の活用につきましても、住民課や社会福祉協議会と調整しながら検討していきたいと思っております。

診療所の運営につきましては、高齢化に対応した予防医療、検査などの充実を図り、疾病の早期発見につなげてまいりたいと考えております。また、ジェネリック医薬品の導入も継続的に進め、患者負担の軽減に努めるとともに安定した運営を目指したいと考えております。医療器械等設備面に関しては、老朽化した医療器械については、医療体制に影響がでないように順次更新していきたいと思っております。今後とも町内唯一の医療機関として、しっかりとした医療行政を進めてまいり所存でございます。

平成二十二年度当初予算であります。一般会計予算の予算額は二十三億四千四百万円であり、昨年度当初予算と比較し、一・六％、三千九百万円の減額、特別会計の予算額は八会計で、十六億五千三百四十七万一千円であり、〇・七％、一千九十九万二千円の減額となっております。

次に、平成二十一年度補正予算であります。今回の補正額は、地域活性化交付金事業等の繰越事業等を計上いたしております。一般会計は、一億三千九百五十万円の増額、特別会計六会計で、三百六十三万四千円の増額補正をいたしております。この結果、平成二十一年度一般会計の予算総額は、三十二億九千八百二十万円、特別会計の予算総額は、十六億三千六

百六十七万九千円となります。

なお、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案等、十一件の案件につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、議案二十七件の審議案件をご提案いたしております。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これでは所信表明を終わります。

#### 日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

四番・小辻隆治郎議員

四番（小辻隆治郎） 観光の振興についてお伺いをしたいと思います。

本町は、「古民家再生事業」等の観光政策に見られるように、本格的に観光産業を育成しようとしております。

このことは、従来の農業、漁業を主体とする第一次産業の不振や、建設業を主体とする公共事業が財政難から抑制を受ける状況の中で、次の地域経済活性化の柱として位置づけるものと理解したいと、そういうふうを考えます。

国も政党の如何を問わず、観光の重要性に触れ、今まで国土交通省の一部局であった観光局を、観光庁として発足させました。長崎県においても、先に観光振興本部を立ち上げ、また、今回の新知事も観光を最優先することを明言しております。

したがって、小値賀町の観光政策は、国・県の方針に沿ったもので、今後大いにこの政策を推進していく必要があります。一部に、観光に予算を割きすぎではないかという批判がありますが、観光産業が第一次産業を牽引し、また、地域の活性化が公共事業の呼び水になるということを考えれば、的を得た意見ではないといえます。

『小値賀新聞』でも毎回取り上げられる「アイランドツーリズム」活動は、町外から大変注目を受け、既に数々の権威ある賞を頂戴しました。また、テレビ・新聞等で頻繁に報道されたことは既に周知の事実であります。なお、今後もテレビの取材が目白押し状況でもあります。各小値賀会の皆様からも、「小値賀」の文字が出るたびに胸を張れるとお褒めの言葉

をいただき、「なお一層郷土の発展に頑張ってください。」との激励も受けております。

さて、今回の質問は、観光政策をより充実させるために、町外者の視点も加えたらどうかというコンセプトをもとに作成しております。

一点目、町のホームページに改良の余地はないのか。

二点目、あわび館に「島の体験施設」という視点を入れたらどうか。

三点目、花木での公園を各地区に設けたらどうか。

四点目、土産品を多様化するために、「共同加工所」を設けたらどうか。

以上、四点についてお伺いをしたいと思います。

再質問は、質問者席より行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 小辻議員の質問に対してお答えいたします。

本町では、平成十九年に観光協会、島の自然学校、民泊事業が統合してNPO法人が設立され、体験型の観光推進が本格的に始まりましたが、一昨年の『JTB大賞』をはじめ、多くの賞を受賞して全国的にも脚光を浴びるようになり、町民の皆様の観光への関心が高まったことは、議員もご承知のとおりであります。

この体験型観光事業は、議員がおっしゃるように地域の素材と言いますか、地域の資源をそのまま活用することが大きな特徴としてあげられ、島ぐるみの対応が一番の売りではないかと考えておりました。修学旅行の誘致等で今後観光客の増大が見込まれるところです。人とのふれあいが重要なカギでありますので、町民皆様のご理解とご協力をいただきながら今後積極的に進めていきたいと考えております。

第一点の、町ホームページについてですが、町のホームページの改良についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町外向けの発信についてはまだまだ足りないものと考えております。今後は、小値賀町ホームページとリンクする他の団体や既存の小値賀町情報化推進委員会において、総合的な見地で、住民の意見を伺いながら検討を重ねて行きたいと考えております。

また、国内はもとより、これから当町の観光面のターゲットである国外へも、最新かつ魅力ある情報を発信すべく、様々

な観点から模索し、当町の交流人口の拡大を目的とし、よりよいホームページの運営に努めて行く所存であります。

二点目についてお答えいたします。

あわび館は、あわびの里づくり事業の一環として、平成八年度に地域産物展示販売施設として設置されております。その目的を「地元や島外観光客のニーズに応え、年間を通じた水産物の展示販売を可能にし、小値賀町があわびの里であることをアピールして地域の活性化を図る」といたしております。

具体的な運営としましては、アワビ、サザエを軸とした海産物や農産加工品等の販売と、魚介類の生態観察やミニ水族館及びアワビに関する資料展示を行っております。

これまで、目的に沿った運営を続けて参りましたが、近年の想定をはるかに下回るアワビ漁獲量に突入した現状が続く中では、あわび館の運営方法につきまして検討が必要であることは十分認識いたしております。

そういう状況の中で、「島の体験館」という新たな視点での取り組みというご質問でございますが、NPO法人からの依頼で実際に体験プログラムを実施している経緯はありますが、本格的に運営方針を見直すとなると補助制度上の規制もありますので、今後、国・県とも相談の上でいろいろな取り組みについて十分検討を行いながら、有効活用を図りたいと考えております。

三点目につきましてお答えいたします。

全国各地で花木を地域ぐるみ、或いは自宅等で植栽し、それが観光資源となっており、近年、テレビ放映等で頻繁に見られます。県内の野母崎の水仙や鹿町のツツジなどのように、その地域の特徴がうまく活かされ、期間内で大勢が観賞に訪れる観光地となっている事例も多くあります。

町内でも、趣味で盆栽等をしているところに、よく外国の方が見学に行くということには耳にしておりますので、小値賀らしい花木を観光の重要な資源として結びつける戦略は大変良いことだと思います。

また、遊休農地の利活用と結びつけることも大変有効な手段だと思えますが、これらの地域ぐるみで行う花木を観賞するための整備事業については、長期的な視野に立った対応が必要となってきます。特に、地域の方が管理をしていただくためには、ご理解とご協力が不可欠でありますので、町民全体の認識を一致させる必要があると考えます。

そういう意味から、本格的に取り組み前には、町民やボランティア、NPO法人等も一緒になった地域ぐるみでの検討協

議を進めることが今後重要ではないかと考えております。

四点目の、共同加工場についてですが、観光客が増える中で、土産品が少ないという声をよく耳にいたしますし、土産品を品揃えして、お客様に買っていただくことは、観光に力を入れている小値賀町にとっても大変重要なことであると考えております。

土産品については、町内の業者さんや意欲のある方が積極的に取り組んでいただければ一番良いと思ってはいますが、開発費や売れるか売れないか判らないことに巨額な費用をつぎ込むことは、現実的にはなかなか難しいと思われれます。

そこで、町民が自由に利用することができ、販売に結びつけることができる加工施設を町で整備できないかというご質問ですが、ご存知のように自家消費的なものは施設や設備は問われませんが、土産品として販売するとなると、加工品の種類によっては別々の保健所の許可が必要となりますので、個人やグループでの事業の取り組みに二の足を踏んでいる状況があるのではないかと思われれます。確かに、そういう施設があれば意欲的な人やグループが出てくる可能性はありますが、現段階では、町として把握していない状況でございます。

議員がおっしゃるような「共同加工所」の建設につきましては、検討委員会を設置して、町民皆様の意見を広く聴きながら計画を進めることが必要ではないかと思っております。町としても観光を推進する上で、このことは重要であると位置づけておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） 小 辻 議員

四番（小辻隆治郎） まず一点目の、小値賀町のホームページについてちょっとお伺いしたいと思いますけども、今、町長は「いろいろホームページを改良していく。」というご返事で大変結構だと思えますけども、どういうふうに改良していくのか具体案があれば教えを願いたいと思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 先ほども申し上げましたが、検討委員会等を立ち上げて全部ですね、この前、佐賀の元市長さんの講演であったように、小値賀町のホームページは見づらいと、統一すべきだというふうに言われておりますので、そういうとも含めてですね、検討をしなければいけないというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議員

四番（小辻隆治郎） 検討してもらいたいということで質問したわけなんですけども、その点、どういふところを検討してほしいのかというところに触れますけど…。

ただ、最初、小値賀のホームページをほめておきます。

この前、『シークイン』に我々が試乗しました。そして小値賀町のホームページを見てみると、翌日にはもう既に『シークイン』の試乗会が発表されて写真もきれいに撮られておりました。ですから、小値賀町のホームページがあんまり悪いということではありません。逆にいい方ではないかというふうに考えます。ただですね、町外者が小値賀町のホームページを開いたときに、非常に印象的なシーンから始まります。まず、上空から小値賀の島が音楽と共にぼやくと浮かび上がってきます。非常に幻想的な中から、そういう状況から入っていきます。それであると、『ちかまるくん』が出て、そしてその後です。ここからが問題なんですけども、通り一遍等のホームページになっていくと、どこの自治体のホームページを見ても大體似たり寄ったりで何か特徴がない、これは今町長がおっしゃったように、木下前佐賀市長が指摘したことなんですけども、町外からホームページを見たときに、どういう理由で見ると、それは小値賀町に関心があり、そして小値賀の魅力はどこなのかというのがホームページを開く一つの意味ではないかと、そういうふうに思います。

そうした場合に、少しくリックする窓口がですね、そういうものが多すぎるのではないかと、どっから入ればいいのか、そしてある程度年配の方はなかなか入りづらいと、インターネットに慣れてない、入りづらいということもありますから、窓口を少し狭めてほしいと、三コマぐらいに絞ってほしいという意見も多々ありますけども、町長はそれについてはどうお考えですか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） いろいろ意見もあるようでございますので、そういうのもですね、一緒にまとめて検討をしなければというふうには思っておりますので、今しばらく待っていただければというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議員

四番（小辻隆治郎） 一応検討委員会を開くということで、その様子を見ながらということでしょうけども、最近、『小値賀新聞』一月号・二月号・三月号、斬新的な表紙で非常に改革の意欲に燃えているなというふうな気はしますけども、それがいいのかどうか賛否両論というところですか、そういう意味でですね、恐らくここは総務課内でインターネットのホームページ

ージは考えると思うんですけども、そういう編集委員会みたいなどは開いておりますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 開いてるそうです。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 開いているわりにはですね、今言ったように、町外から小値賀を知りたいうちゅうときには、もうほとんどがインターネットを通じて来ます。そのときにですね、ホームページで何を知らせるのかというのがよく見えないう意見が結構あります。開いたら、野崎の島とかライブカメラとか、そういうのがありますけども、それはまあ特徴と言えど特徴です。

ただですね、今、小値賀町が何をしたいのかという声がですね、なかなか聞こえない。先ほども冒頭に私が言いましたように、古民家再生事業というのは、今年度も予算関係でも結構な金額で出ております。そういう古民家再生事業で小値賀は何を発信するのかというようなホームページ上での説明がないというのが、少し物足りないのではないかと、思う思います。そして、町長のご挨拶の中でも、そういう事業名とかがはつきり書いてないし、そして小値賀町の行く末というのも、あんまり書いてないような、まあNPO法人の話は書いてましたけども、今後の方策としての古民家再生事業、観光事業についての説明がないというのは少し物足りないというふうに思います。

それについては、どう思いますか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 常々から古民家再生を是非やりたいということ、あっちこちで言っているつもりですので、やはり野首の世界遺産暫定リストに載ってですね、地区回りの説明会でも、古民家再生と世界遺産とのつながりというのはですね、説明をしておりますので、私としたら、まだ繰り越してございますので、それぞれ意見があるかと思いますが、私の場合はただ常々から説明会にもちゃんと説明いたしておりますので、今回は触れなかったということでご理解していただければというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 解りました。



その後には、そういう事業もホームページ上に載せるということでしょう。ただもう一つ、重要な点は、木下先生もおっしゃった、おちか観光まちづくり大使のアレックス・カー氏の説明もまづなかったということです。

町長にお伺いしますけども、ホームページを作ることは小値賀の職員でも出来ますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今、職員がじゃんじゃんやっているとありますので、それはやはり検討委員会、それからまた役場の方と、内部でもですね、そういうのはちゃんと一つ一つまとめていかなければいけないというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議員

四番（小辻隆治郎） 解りました。

一応、小値賀町の職員がですね、そういうホームページを抜本的に基本的に変えられる、そして仮に変えられんとしても、ある程度コンサルタントと相談しながらやっていくということ、ひとつその職員に対してはある程度の配慮をお願いしたいと、そういうふうにあります。他のこともやらんばいかん、これもやらんばいかん、あれもやらんばいかんで、ホームページがおろそかになるということは今までも結構ありました。町長が町長に就任した後一・二年までも、前の町長の写真が載ってたという経緯もありますんで、その辺は「小値賀の窓口」という意味ですね、ホームページの作成はしっかりとほしいと思います。

次、二点目にいきます。

あわび館の状況は、今、町長からおっしゃったように、非常にアワビの生産量が低いということです。往年の五・六十トンから、今やもう一トンの状況になっております。つまり、あわび館の経営の質がですね、少し変わってきたのではないかと、というふうには思います。

そこでですね、アワビの販売を止めるというわけではないんです。サザエの販売を止めるというわけではない。

ただ、少し質的に変えてもいいのかなあというようなことがあります。何でかと言うと、結局、アワビの記念館に、昔こだけ獲れよったんだぞというような記念館になるというようになくてですね、それをもっと活かしながら『海の博物館』というような視点を入れたらどうかと、視点を入れたらどうなるのかという話なんですけども、町長は、そのあわび館の販売は、アワビの販売でずうっと行くというお考えですか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今、アワビがもう全然獲れなくなっただけですが、そういう中で、他所から買って売るといふようなことも今いたしております。

しかしながら、体験型ということでは今後ですね、あわび館の利活用についても今後検討を当然しなければいけないとは考えてはおりますが、国とか県とやっぱり相談しながらですね、今後検討させていただければと思っております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議員

四番（小辻隆治郎） 是非ともそういう方向ですね、もういつまでもアワビにとらわれてしまふ、確かにアワビの里づくり事業ということであわび館を造ったんでしようけども、しかし、そのアワビがほとんどいないという状況の中でですね、そして今後もそれを見込めないという状況の中では、少しそのあわび館が勿体無いなというような気がします。

三重県の鳥羽市とか、或いは千葉の勝浦では、『海の博物館』としていろんな利用方法を考えております。もし、国・県に「今からこういう形で少し視点を変えて、どうか。」というような意見を言う場合にはですね、やっぱり博物館としての視点を入れることを、向こうの方にひとつ喚起してですね、出来るだけそっちの方向でやってもらいたいというふうに思います。

町長、これは「検討委員会を開く」ということでよろしいですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 一応、検討委員会を開いて、今後対応をしたいというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議員

四番（小辻隆治郎） 検討委員会を開いて、その際ですね、一応民間の意見も恐らく必要となると思いますんで、民間を入れてもらえればと、そういうふうに思います。

その点については、どうでしょうか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 当然、町民の中からいろいろ選ぶわけですので、民間はもちろん入ります。

議長（横山弘藏） 小 辻 議員

**四番（小辻隆治郎）** それでは、三点目にいきたいと思います。

三点目の要旨としてですね、私が考えているのは、各地区に分散すると…。例えば、柳地区・前方地区・浜津地区・斑、それぞれにそういう場所を設けるといふことと、そして多量の花木と言うのですか、そういうものを植えるということ、そしてまた、四季折々楽しめるような、例えば、浜津・柳・斑、それぞれに同じ花を植えるんじゃないかと、時期をずらしたやつを植えていくと、そうすると、町民にも大変親しまれていいのじゃないかと、そういうふうに思います。

そして四つ目は、休耕田を利用できないかということなんですけれども、この要旨にあったようなですね、そういうような一つの園地を作ってもらえればなというふうに私個人の感想なんですけれども、町長がかねがね「小値賀に生きてよかった。住んでよかった。」、まあ「死んでよかった。」までは言わんでしょうけれども、「住んでよかった。」というようにご意見をお持ちのようですから、もし、そういう花木とかですね、見れるような環境が作られれば、非常に町民にとっても楽しいんじゃないかと、そういうふうに思いますけれども、町長はどういうお考えですか。

**議長（横山弘藏）** 町長

**町長（山田憲道）** こういふのは何でも一遍に出来るわけではございませんが、これもですね、いろいろメンバーの方、たくさん、議会の中でもですね、一緒になって、どういふふうにした方がいいのか、そういうのを今度やっぱり話し合いながら、それがある程度まとまったら、やはり県と国の方にもですね、緑化等で補助金をもらうような格好で進めていかなければならないと思っております。

**議長（横山弘藏）** 小辻議員

**四番（小辻隆治郎）** 最近は一応予算書にも入ってますけれども、魚付林みたいな形でいろいろ植林をしております。グリーンロードでも桜並木みたいなのがずうっとあります。しかし、いっぺんに花木が密集した所を見ると、非常に癒されるなあというふうに思います。

また、個人的な話になりますけども、林田の方にずうっと百日紅とツツジを植えましたけども、百日紅についてはですね、やっぱり墓に行く人たちから非常に喜ばれております。ああいうものをですね、いっぺんに植栽して見ることが出来ないかなあというのが私の感想であります。これも補助金があればですね、そういう方向でひとつ振興してほしいと思います。次に、四点目の、共同加工所についてお伺いします。

共同加工所についてはですね、なかなか非常に難しいところがあると思うんですけども、土産物が少ない、多様性がないということ、一応この問題を提起したわけです。

今、ご存知のように、修学旅行、今年度は四校来りました。来年度は六校来る予定です。そして、小学生・中学生も結構、島ライフとか宝島とか、そういう形でどんどん来ておりますが、なかなかこの土産物がない、地元の産業と結びつかないというジレンマを今もっております。このジレンマが何でかというんですね、それを専門職に、例えばクッキー何かは専門職に扱う業者が少し消極的というような話もあります。

例えば、奈良の飛鳥ではですね、十三グループが共同加工所使って年間三億ぐらいの売り上げをしてると、まあ都市部ですから、いろんなお客さんが多いと思いますけども、そういう形です、すべて何もかもする加工所というのは無理だと思いますから、まず最初何が出来るのかというところから始めてですね、そして各グループ、それにどのぐらいのグループが入ってくるのかと、それは検討委員会で検討することですけども、まず一つ絞ってですね、一回、具体的にアンケートとったり何かして、ひとつやってほしいと思いますけども、今、じげもん班で『アオサクッキー』とか何か作りたいんです。料理コンテストとか何かで恐らくあったと思います。それを出来るだけ商品化して、そして地元の皆さんがですね、その利益を共有するような形に持っていけば、なお地域の活性化に結びつくんじゃないかと、そういうふうに考えます。

町長は、そういう形をどう思いますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 『アオサクッキー』につきましては、担い手の方で試作品として作ってですね、非常によろしいというふうに、優秀賞をもらったわけですが、その後、担い手と一緒にちょうど佐世保に出張がありましたので、時間があつてですね、中身から、それからパッケージ、それからいろいろ商談会ですね、業者の方が六名ほど来ておりました。それぞれ専門の分野でいろいろ私も一緒に聞いたわけですが、やはりですね、「味はよろしい。」ということではめられましたけど、ただ、もしやるとするとですね、養殖業の免許等もいろいろ要るものですから、「なかなか大量に作るにはちよつとまだ早いやね。」ということ、今終わっておりますが、今後そういう面もですね、検討をしながら一つ一つですね、何でもかんでもやるというようなことは多分出来ないと思いますので、水産物なのか、農産物なのかですね、そういう分野も考えながら、

今後検討していきたいというふうには思っております。

**議長（横山弘藏）** 小辻 議員

**四番（小辻隆治郎）** 今のは担い手の『アオサクツキー』ということなんですけれども、もつと民間の活力を活かすというふうな話になればですね、町民皆様の総意工夫を出来るだけそういう土産物の形にしていく、そういうものが必要ではないかと思えます。

その際ネットになるとがですね、家庭でやるわけではないので、まず建物という箱物、それから設備ですね、ガスオーブンみたいな設備、それからもう一つは保健所の許可というのが、非常に大きなネットになってきます。そういうものがね、一箇所ですることになれば、町民の利用の仕方でもまた変わってくるかなと思います。そして、町民の工夫はですね、もう非常にいいもので、最近、担い手公社が切干大根を販売してますけれども、大島ではですね、切干大根が非常に色が白くてですね、見た目がいいというような、そういう切干大根も出来てきております。

ですから、どっちがどっちというふうなものではなくてですね、少量で、加工所で作ったものを様子を見ながら、例えば、売れなくなったら他のところにまた変わればいいという話なんですから、そういう機会をですね、町民に広く開放するとうことが私としては活性化につながるのではないかと、そういうふうに思います。

町長はどう思いますか？

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（山田憲道）** お答えいたします。

担当課長の方がですね、よく勉強しているようでございますので、担当課長の方からちよつと答弁させます。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課専門幹

**産業振興課専門幹（蛭子晴市）** お答えいたします。

どういうふうな答弁をいいかちよつと迷ってるんですけれども、じげもん班というか、そういう土産物を考えるところとしまして、加工所というか、そういう施設が必要であるということとは自覚しております。

いろいろと試作品をしているわけなんですけれども、いいものは出来たという声は聞くんですけれども、それを品物として売ることが出来ないという問題がありますので、今後検討していきたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 私、箱物っちゅうか、ハード面も言いましたけども、そういうふうで町民がですね、創意工夫を開花できるような、そういうようなソフト面でも町の支援ですね、そして町民が収入アップにつながるというような、そして生きがいを持つというような形が共同加工所にはあるんじゃないかということで質問しました。

今後は、検討委員会ですということを協議するというご返事をいただきましたんで、これも裾野を広くするような、そういうような政策でありますんで、ひとつ行政の方には頑張ってもらいたいと、そういうふうに思います。

最後になりますけども、共同加工所、そしてあわび館の利用の仕方は検討委員会で、それでインターネットは総務課内部でお話をしますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） インターネットについては総務課です。

ただ、加工所の件については、一番、旧生産組合が町の用地になっておりますので、そういう所もですね、利用できるのは出来ませんが、果たして何をするのかというのはつきり出来ない限りは前へ進めないという状態ですよ。

そういうことで、これもまた皆さんと相談しながら、加工所を作るとしたら、私は生産組合があるんじゃないかというのと、そんなに金がかからないと思えますが…。

今後ともそういうことで検討をしていきたいということで、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 検討委員会ですその場所の選定も行うんでしようけども、いずれにせよ、町民が活性化し、そして町外の方が尚且つ小値賀に興味を持つというような政策が一番ベターだろうと思います。

ひとつ今後の努力に期待して、私の質問を終わりたいと思います。

議長（横山弘藏） 次に、七番・伊藤忠之議員

七番（伊藤忠之） 私は、本町における耕作放棄地の現状とその解消策について、町長にお伺いをいたします。

わが国の食料自給率は、コメ消費量の減少など、食生活の変化に加えて、農業生産の停滞などからカロリーベースで約四〇％と、先進国の中で最も低い状態であります。そのことにより、食料自給率の向上や農業の多面的機能の発揮にも影響を

及ぼし、ひいては営農意欲の減退につながります。

「食料・農業・農村基本法」の「同基本計画」において、平成二十七年までに食料自給率をカロリーベースで四五%まで向上させるとしており、食料自給率向上や農村活性化の観点から求められた対策の一つとして、耕作放棄地の発生を防止し、解消して農地の効率的活用を掲げ、耕作放棄地対策は農政の重要課題となっており。

その対策として、農林水産省は初めて耕作が放棄された農地の実態調査を行い、現在、耕作に使えない農地の荒廃が急速に進んでいることが分かり、そのため耕作放棄地の営農再開を推進し、抜本的な対策を求め、農林水産省は平成二十三年度を目途に各自治体が定めた農地を再生しても農産物価格など経営が難しい土地を除き、農業上重要な区域を中心に耕作放棄地を解消する方針を決めております。

また、長崎県は国の対応を待てないとし、国に先駆けて独自に平成十九年度から「耕作放棄地解消五カ年計画」を立ち上げ、市町が策定する五カ年計画に基づき、支援策が実施されているところであり、本町においても五カ年計画を策定し、耕作放棄地の現状を把握し、耕作放棄地の発生防止、解消策を実施しなければなりません。

そこで、町長に四点ほど、お伺いをいたします。

一点目に、長崎県においても耕作放棄地面積は年々増加し、長崎農政事務所の総計によりますと、昭和六十年から平成十七年の二十年間で二・六倍も増加しており、この耕作放棄地の増加の要因は、全国においても同様と思われませんが、本町において耕作放棄地の発生をどのよう把握しているのか、お伺いをいたします。

二点目に、耕作放棄地の現状として、国は、「人力、農業用機械で草刈り、耕起、抜根、整地を行うことにより、耕作が可能な土地」と「草刈り、耕起、抜根、整地では耕作することができないが、基盤整備を実施して、農業利用できる土地」、そして「森林化、原野化しているなど、農地に復元して利用することが不可能な土地」と三区分に分類をしております。

本町において、この三区分の実態の把握の現状をお伺いをいたします。

三点目に、耕作放棄地の増加によって様々な問題が発生し、そのことにより営農意欲の減退につながりかねないと思いますが、どのような問題点が発生するのかをお伺いをいたします。

四点目に、耕作放棄地を抱える自治体にとって、この解消策には頭を悩ますものでありますが、農林水産省の「耕作放棄地、解消事例集」では、参考になる事例が数多く紹介されております。

本町において、どのような支援策を行おうとしているのか、お伺いをいたします。

なお、再質問は、質問者席から行わせていただきます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 伊藤議員の質問に対しましてお答えいたします。

国は、「農地は、国民に食糧を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとってきわめて重要な経営基盤である。」と位置づけております。

しかしながら、農業者の減少・高齢化の進行により、耕作放棄地が年々増加しており、食料自給率向上を図るためには、優良農地の確保とともに耕作放棄地を解消することが必要であります。町にとりましても耕作放棄地を解消し、地域の農業振興を図ることが重要な課題であると認識いたしております。

一点目のご質問ですが、「高齢化、後継者不足による労働力不足」、「農作物の価格の低迷」、「傾斜地や基盤整備が未整備で土地条件が悪い」、「生産調整等で不作付け」、「農地の借り手がない」など、様々な要因が考えられます。

二点目につきましては、平成二十年度に町内の耕作放棄地を全筆調査し、その結果を荒れ方の度合いにより、「緑」「黄」「赤」の三つに色分けして区分しております。

まず「緑」を、人力や農業用機械で草刈などを行なうことにより、直ちに耕作することができる農地と位置づけ、面積は「三十・七ヘクタール」で、農業振興地域内の農用地全体の四・五％でした。

次に「黄色」を、草刈り程度では耕作することはできないが、基盤整備をすれば復旧できる農地と位置づけ、「五十七・九ヘクタール」の八・四％でした。

そして「赤」を、森林化・原野化しており、農地に復元して利用することが不可能な農地と位置づけ、「五十九・八ヘクタール」の八・七％でした。それらを合わせると、百四十八・四ヘクタールで、全体の二一・六％を占めております。

三点目のご質問についてお答えいたします。

国全体では、農業生産の減少による食料自給率の低下や、農地が持つ多面的機能の維持が困難になることが予想されます。町にとっては基幹産業である農業の衰退につながるだけでなく、景観の悪化や病害虫、有害鳥獣の発生が予測されます。

四点目の「耕作放棄地を解消するための支援策」ですが、平成十九年度から始まった長崎県耕作放棄地解消五カ年計画実



践事業を活用して、十九年度と二十年度で「島ごと放牧利用組合」と「4Hクラブ」が、牛の放牧により三・八九ヘクタールの解消を行なっております。

また、担い手公社では、平成二十年度から二十一年度にかけて国の耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業に取り組み、六・五ヘクタールの解消につなげました。この事業が二十三年度まで継続されますので、まずは、耕作放棄された優良農地の解消と同時に、規模拡大を目指している認定農業者等への集積を推進いたします。

これからは、なお一層の農業の振興を行うとともに、関係機関が一体となつて、地域住民の理解を得ながら、貸したい農地と借りたい農家の斡旋を行い、耕作放棄地の発生を防止していきたいと考えております。

以上です。

議長（横山弘藏）

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 先ほどの説明でお解かりしましたが、まず一点目の「耕作放棄地の発生要因」、これにつきましては全国的に恐らく高齢者、労働者不足で、これはもう統計書によりますと、八八%もあります。

そのような中で、今後、この高齢者、そして後継者問題を考えていかなければならないと思いますが、まずその根本的になる、現在の農業従事者の年代別というか、判ればお伺いをいたします。

議長（横山弘藏）

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市）

お答えいたします。

『農業センサス』というのを、五年に一度行っております。今、その調査を行っておりますところですが、五年前の資料がありますので、それに基づいて人数等を説明いたします。

五歳ごとにお知らせしたいと思います。二十歳から二十四歳までで五名、二十五歳から二十九歳までで四名、三十から三十四歳で七名、三十五歳から三十九歳で五名、四十から四十四歳で十九名、四十五から四十九で二十三名、五十から五十四歳で四十四名、五十五から五十九歳で三十四名、六十から六十四で三十七名、六十五から六十九で五十二名、七十から七十四で九十名、七十五歳以上、九十八名、これは五年前のデータでして、今、五年経っておりますので、プラスというふうに考えてもらっていると思います。ただし、高齢者の人は亡くなつておる人もおるでしょうし、若い人は、今、人数を言いましたけれども、それよりも後継者不足で少ないというふうに理解してもらいたいと思います。

以上です。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 今の説明で、例えば五年前の働き盛りで、四十代から五十代の人が一番多いわけですが、これは一年か二年ぐらまでの差で考えたら、そんなに実感的にはわかないと思うんですが、十年後、二十年後と考えた場合に、これはもう農業の従事者がですね、ほとんどもう百人切るんじゃないかというような、そこまで深刻な問題に今後になってくると思っております。

そのことを考えた場合にですね、じゃあ、どのような後継者を育てるかということになると、私は今現在、担い手公社において新規就農者、その人たちの受入態勢をですね、もうちよつと拡大して、そのようなことをしなければ、実際、小値賀で先祖代々農業をやってきた人たちは、ほとんどもうしなくなるんじゃないかと思っておりますので、その危機感を持ってですね、今後対策に取り組んでいただきたいと思えます。

それと、二番目の、農地の三区分わけにつきましては、ただいま町長からご説明がありました。

私の調べた農林統計書によりますと、これで小値賀町が大体合計で二三%になっております。これはもう町長もご存知のように、小値賀町はなだらかな島で、例えば、上五島なんかちゅうのは、この耕作放棄地が恐らく八〇%になっております。それに比べると、なだらかな小値賀おいてもちよつと二一%では、まだまだ多いんじゃないかと、そして基盤整備を行ってますんですね、その点を考えてもちよつと多いんじゃないかと思っております。そこら辺もよく考えていただきたいと思えます。

その中で、耕作地以外にですね、全然使っていない未利用の土地があります。その土地がですね、区画整理をしていながら、耕作してない農地の実態はどのようになっていますか。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

まず、区画整理している農地ですけれども、畑総事業による区画整理が一番多いわけです。それ以前にも、新農政事業とか、ちよつと事業名は分かりませんが、柳のですね、岳田・一関地区という所を区画整理をしております。岳田・一関辺りは地形も急ですけども、時代によって面積の大きさが、ちよつと以前のは小さいという所があります。それで、まず、

畑総で区画された土地の荒廃状況ですけれども、極端なちよつと小面積の所があります。一部にですね…。その一部が荒れておりますけれども、それ以外はもうほとんど九五、九六%とか、百%に近い確立で耕作はされております。また、一関・岳田辺りにつきましては、中山間地域等直接支払制度の事業によって、今まで荒れていた所ですね、耕作されるようになってきました。そういうことで、二・三年前よりも大分減ってきているというふうに考えております。

県の職員とこういう話をする中でですね、「耕作放棄地をなくす。」という話を聞くんですけれども、私は、いつも言っていることは、「農業でご飯が食べられるようになれば、耕作放棄地は減るんですけれど、そこら辺をどうかしてもらいたい。」ということを常々言っておるわけです。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） ただいま、蛭子専門幹の答弁の中で、「農業で食べていければ後継者は育つ。」ということは、私もそのことをちよつと質問しようかなあと思っただけなんですけれども、先に言われてしまいましたので、その点は省かせていただきます。

そして三点目ですね、その耕作放棄地によつての、いろんな問題点が出るということで、これは今、建設課長が大変進めておられます景観条例、これにもものすごく影響をします。そして、また荒れることによつて産業廃棄物ですね、極端に言えば、車とかバイクとか耕運機とか冷蔵庫辺りも恐らく様々な不法投棄がなると思いますので、是非ともそこら辺の管理もですね、十分にしていたいただきたいと思っております。

続いて、四点目をお伺いします。

ただいま、町長の答弁にもよりますと、この耕作放棄地に対する支援策は、「平成十九年度から二十三年度まで行う。」とありました。その中で、最近、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金というのもあります。そして現在、今度の当初予算にも出てきますけども、中山間地域等の支払交付金、これが約四百万、そして農地・水・環境保全事業が二百万ですね、それと、二・三年前から続いているんですかね、放牧に対する耕作放棄地の支援等があります。

そのような中で、今後、この支援策を町独自でも出来ないのかなあと、ある程度、県の補助金頼りをしないでですね、町独自でそのような計画はないのか、お伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

議員さんがおっしゃられたように、中山間地域とか、農地・水、牛の放牧等によって、出来るだけ荒地を有効利用したいというふうに考えて事業を実施しているところですよ。

農地に限らず、昔、野原でよく草スキーをしていた所、そこら辺でよく牛を飼っていたり、その草を刈ったりして牛に食べさせておりました。しかし、近頃は、そういう労力が足りないというのか、言いにくいんですけども、農業に魅力がないというのか、そういう結果、荒れておるわけです。

それで、出来るだけ国・県事業をですね、利用して荒地を少しでも少なくしたいということで、先ほど言いました事業を行っておるわけです。町独自の事業ということは、今のところ予定はしていないわけなんですけれども、そこら辺は必要であればですね、町長とよく話し合っていきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 最後になりますが、私が一番言いたいののはですね、この耕作放棄地をいくら解消してもですね、あとの後継者がいなければもう何なりませんので、耕作放棄地を解消してでも、結局、その土地を誰が引き継ぐのか、そしまた、どんな作物を作るかということですね、明確にしていけないと、さあ解消しました、元々荒地ですからね、萱野とか何か根がものすごく大きいやつがあるんで、いくら耕作放棄地を解消してでも、また二・三年ですぐ元に戻ります。

そのようなことがないようにですね、今後、後継者問題、そしてまた、先ほども言いましたが、担い手公社の研修生の受入態勢をですね、少しでも多くとっていただいて、後継者問題を出来るだけ考えていただきたいと思います。

先ほどの町長の所信表明の中にもですね、耕作放棄地の問題を掲げていただきましたので、是非、頑張っていたきたいと思います。

最後に町長、お願いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今、担い手で研修した人が農業をするということ、今のところ、地元の若手が農業をするというのはないようでございます。

そういうことで、今、担い手の方で一生懸命やっではいるんですが、指導員の人員がもう一人おつたら、あと二人か三名は採用できるということで、この担い手もですね、営利と非営利の方にいろいろ今後分かれてと言うよりも、財務的がですね、そういうような計画もいたしておりますので、今の人の補助になっている人がですね、また指導者になれるようになりましたら、それはまた人数を増やすような格好もしなければいけないというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） 是非そのように頑張っていたきたいと思えます。

どうもありがとうございます。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩 午前 十一時 三十一分 ―

― 再開 午前 十一時 三十七分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

八番（立石隆教） 私は、教育長に「小中併設の校舎建替え計画に伴う一貫校の考え方について」伺います。

小値賀小学校、中学校ともに耐震構造の問題を抱えており、耐力度調査の結果やアンケート結果をも踏まえて、校舎の建て替えの方向で検討を始めていますところですが、現在、小中学校を併設して建設するという案が有力のようです。

私も、現在推進されている小中高一貫教育の観点から考えても、建設の効率化の観点からも、将来の子どもの教育環境という観点からも、小中学校併設の形で建設するのが望ましいと思っております。

また、近年学校建設に当たり、自由な学習のスペースを持つ学校づくり、地域に開かれた学校づくり、地域が一緒になって教育環境づくりや住民が誇れる学校づくりなどが、学校建設のコンセプトとしてクローズアップされてきており、多様な校舎が生まれております。これらの動向を踏まえて、木造にするかRC造りにするかなども含め、よりよい小値賀らしい校舎づくりを目指したいものです。

先月の始めに、教育委員会及び建設委員会の皆様と共に議会の総務文教厚生常任委員会と合同で諫早市の高来西小学校と佐賀市の北山小中学校、富士南小学校を視察し、お話を伺ってきました。木造校舎もRC造りの校舎も視察でき、それぞれのメリット、デメリット、問題解決の方策など、多くの示唆を頂きました。これらのことは細かいことも含めて今後の委員

会活動に活かしていきたいと思っております。その中でも、小中学校併設校舎である北山小中学校は、大変興味深いものでした。設備や約十七億円弱の建設費などに関しては、ダムの移転補償費が国から入るなど、特別なケースであり、直接、本町の校舎建設の参考になるとは言い難いですが、普通教室は木造でありながら、木造校舎の弱点である外装をRC造りにしていること、カリキュラムの工夫により小中共有の教室設置及び特別教室の稼働率の考え方など、注目する点が多くありました。

私は、その中で最も関心を持ったのは、小中学校併設校ながら、内容は一貫校としての運営が図られていることでした。即ち、北山小中学校には校長先生が一人、小学部と中学部にそれぞれ教頭先生が一人ずつ配置されており、かつ教員室での机の並びから教員の体制も校務分掌によるグループ化がなされ、「六・二」制ではなく、「四・三・二」制の教育段階システムが実行されておりました。

本町は、小中高の連携型一貫教育を実施しておりますが、私はこの議論が始まった当初から、連携型ではなく、一貫校にすべきだと主張して参りました。十二年間を貫いた一貫した教育を行うのであれば、一人のリーダーのもとに一致団結するとの仕組みが必要であるのに対し、連携型は小中高それぞれ校長先生という独立した組織のリーダーが存在し、全体を統括したところの実行責任者は一人もいないこととなります。これでは小中高を一貫とした組織という観点からは不完全なものです。作成された一貫教育理念とその内容は素晴らしいものですが、現在の態勢ではその良さを十分に発揮できないと今でも考えています。

基礎的自治体の義務教育の学校設置義務、北松西高が県立であり設置者が異なることなど、公立校としては難しい面があったことが、小中高を一貫校として発足できなかった最大の理由ですが、小学校と中学校は設置者が小値賀町ですし、一貫校に出来るのではないかと考えます。そうすれば、小学校・中学校の先生方の乗り入れという形ではなく、同じ学校の児童・生徒としての取り組みが今以上にしやすくなるのではないかと思うのです。小中高までの一貫校は無理としても、小値賀での小中の一貫校の実現は可能性が高いのではないかと思えます。

中高の一貫校は、一九九八年、学校教育法の改正により公立での設置が可能となりましたが、小中については未だ法的な根拠がなく、簡単ではないと思えます。しかし、この北山小中学校では実現しております。このような併設型の一貫校にするのは可能ではないかと思えます。もしこのようなことが可能であれば、これから建設しようとしている小中学校の校長室

は一つでいいことになり、教員室の配置も自ずと変わってくると思われまます。従って、校舎の設計にも大きな影響を与えることとなります。

小中の一貫校という考え、また現状でも小中は一人の校長先生という態勢がとれるのであれば、早々に検討してみても如何でしょうか。時間的な制約もあります。もし実現に向けて取り組むとすれば、その為の手続きやクリアしなければならぬ問題点などを早めに調査研究し、条件整備に動かなければなりません。県教委との調整や、場合によっては新たに特区申請が必要になるかもしれません。

小値賀町教育委員会では今までの小中高の一貫教育について議論し、研究実践してきた流れを踏まえ、また校舎建設を前にして、将来の子どもたちの教育環境をも俯瞰した上で、小中学校の一貫校化についてどのような見解をお持ちか、また、実現のためにはどのような問題点があるとの認識をお持ちかを伺います。

なお、再質問があれば、質問者席から行います。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） 小中併設の校舎建替え計画に伴う一貫校の考え方についてお答えいたします。

小値賀での小中高一貫教育は、平成十七年度に国への特区申請により認可され、平成十九年度試行、平成二十年度から本格実施し、二十二年度で四年目を迎えます。小値賀地区での一貫教育は、教育課程編成の特長として、小学校から高校までの十二年間を見とおし、児童・生徒の実態や発達段階の視点から、小学校一年から四年生を前期、小学校五年生から中学校一年生を中期、中学校二年生から高校三年生を後期の四年、三年、五年のまとまりに捉え、柔軟な教育課程の編成を行っております。先月二十六日に小、中、高の児童・生徒が高校の体育館に一堂に集い、前期・中期・後期の修了証書の授与式を行ない、子どもたちにもしっかり小中高一貫教育の目指すものが分ったのだと思っております。

また、小学校に一部教科担任制を導入し、より専門的で分りやすい授業を実施し、小学校六年生と中学一年生の合同選択教科の新設や全学年一斉での帯タイムにより、基礎・基本学力の定着を図る一方、遣未来使学、グローバルアップ科という地域に根ざした新設教科よって、郷土学習、生き方教育等を実践することで郷土への愛着を深め、夢を持った人材の育成にもつながっています。毎年、研究発表、報告会を実施しており、小値賀での小中高一貫教育の取り組みは、高い評価を得ております。

議員の質問の、「小中学校を一貫校的な形態にする考えはないのか」の件ですが、先にも述べましたが、小値賀での一貫教育に取り組んで四年目を迎え、その間、様々な課題、運営、体制のあり方など、検討、協議を行い、現在に至っております。その中心となり進めてきましたのが、小学校、中学校、高校の三名の校長先生であります。また、町の教育会の運営についても大きな役割を担っていただいております。小中学校を一貫校的な形態に移行したとき、校長先生一人で学校の運営を管理することとなり、出張も多く、学校の不在日が多くなり、教頭先生への負担が増加することになります。また、養護教諭、事務職員の配置が一名、減少することになります。そうなりますと、学校運営に負担が多くなり、子どもたちに向かい合う時間が少なくなることが推測されます。小規模の学校、人口が減少する町にとって、少しでも多くの教職員が配置されることは大変良いことで、教育環境の向上、地域振興にもつながり、今すぐに一貫校的な形態をとることは考えていません。また、学校建設に係る教職員室の造り、配置等については、小中連携を考えての学校体制、また、校舎建設検討委員会で協議するなど、検討していきたいと思えます。

また、「その場合の手続きの問題点、機能上の問題点について」ですが、小中学校を一貫校にする場合、設置管理者の判断に任せられ、先日、視察しました佐賀市のように運用上「一貫校」という位置づけをし、公式には独立校としてそのまま残せます。

機能上の問題としては、現在取り組んでいます小中高一貫教育との調整が必要になるかと思われまます。一貫校的な形態として運営していくためには、先生方に兼務辞令を発する必要がある、小学校に中学校の免許を所有している先生方を配置する必要があります、県教育委員会との協議も必要となります。肝心なのは、先生方の意識を高める必要があります。小学校のクラス担任制、中学校の教科担任制など、各学校の教育の課程、意義があり、それぞれが認め合いながら、先生同士が協働していくことが寛容です。この問題は、今後、小値賀での学校教育を推進していくとき、地域の理解が必要となります。将来を見据えて、今後とも皆様と協議していきたいと思えます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 小中の一貫校については考えていないということですが、完全なる一貫校という考え方と、この間視察に行きました、併設型で一貫校という考え方に準じた形をとってる、あれは実に非常に面白い形だなあと思いましたが、そのことも含めて一貫校はさらさら考えていないという答弁なんでしょうか。



議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） お答えいたします。

現時点では考えていないということで、将来的には考えなければならぬ問題かなというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 校舎建設が一つのタイミングだなあというふう思ったので、この際、だからそれを検討すべきではないか、将来的にはそれが出てくるかも知れないっていうことになるかと、「そのときには私は教育長をやってません。」っていう答えかなあというふうに受け取りました。

即ち、面倒くさいんです、大変なことだろうと思います。しかし、視点はどこに持つべきかと言うと、私は子どもの教育というところが視点だと思えます。今、さっきお答えになった、なぜ難しいかということについて、つらつら挙げていただきましたが、ほとんど事務方の大変さです。先生方の大変さです。しかしながら、本来ならば、子どもの視点に立つということが大事ではないだろうかというふうに思います。

それから、先ほど、一貫校についてのなかなか難しい点を挙げておられました、一貫校のメリットというのについてはご検討されましたか？今の状況を守るためにと言うか、今の状況を新たに改善しようという考えがない限りは、「これを出しません。あれもできません。」と言うのは、実に簡単であります。

しかしながら、そういう提案がなされたときに、そう言っている考え方のメリットってどこにあるんだろうかということをご検討いただくのが筋であるというふう思っておりますが、メリットについては検討されましたか？

した以上は、「一貫校のメリットはここにあると考えておりますが…、」というお答えをいただきたいと思えます。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） メリットについて検討したかということですが、小中高一貫教育の中で、校長先生たちにもご意見は伺っております。

小中一貫においてでもですけども、まず、先生たちがおっしゃるのが、校長先生もですけども、『中一ギャップ』、小学校六年生から中学一年生に上がるとき、子どもたちがストレスを感じると、それが今の小中一貫教育においてでも、それは取り除かれるだろうという事は、校長先生方とは話はいたしております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） ただいまの答弁は、小中高、小中でもいいんですけど、連携型の一貫教育で同じことが言えるんですね、私は連携型ではなくて、「単独型の一貫校という考え方の上に立ったときのメリットというのは、どう考えたのか。」というところをお伺いしてるんですが、今の答えは、一貫教育についてのメリットですね…。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 十一時 五十七分 —

— 再開 — 午後 一時 二十五分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

教 育 長

教育長（筒井英敏） お答えいたします。

小中高のメリット等については、小中の校長先生とはお話は聞いたところですけども、教育委員会では議題としてあげておりません。小中一貫校についての問題については、今朝ほど、委員長も傍聴に来ておりましたけども、教育委員会の中で今後検討してみたいと思います。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 私は五年前、二〇〇五年、平成十七年の三月の定例会で、ただいまの小中高の一貫教育について『一貫校』という考え方ということも検討する必要があるのではないかとという質問を、前教育長にしております。

ですが、どうもその後ですね、一貫校という考え方と連携一貫教育という考え方と、それぞれどういうメリット・デメリットがあつて、小値賀町においてはどうすべきかという、そういうご議論がどうもなかったというふうに理解をしております。「こうしろ。」というわけではありませんが、是非、そういう議論はですね、十分にしたいと…。

特に、今の教育委員の皆さんは、積極的に自分でいろいろと勉強をしておられるようでございますし、大いに教育長もですね、投げかけていただいて、ご議論を深めていただきたいというふうに思います。

それで、小中高一貫教育の中で、一貫校と連携型というのは、どう違うのかという話ですが、別に大きくは違わないということではありますが、どっちの方がより密接に一貫教育がなされやすいのかという点に私は大きな違いがあるんだろうというふうに思います。

そこです、これも佐賀の方の学校ですけど、佐賀市教育委員会から出されているやつで、芙蓉校という学校があります。その芙蓉の学校が小中一貫校を、開設をいたしました。その以前においては、小中連携の一貫教育がなされておりました。そして一貫校にしたんです。何で一貫校にしたのかということが示されております。

一つには、小中連携の一貫教育の取り組みの実績があること。二つ目が、小学校・中学校が同一敷地内にあり、交流が容易であること。それから、育有会、学校評議員が既に統一されているということ。それから、学校の活性化及び児童数の増加を地域住民が望んでいること。更に研究を進め、他校のモデルとなつてほしいという、これらのものがですね、一貫校という方向の決定をなされたというようなことが書かれております。ですから、連携の一貫教育というものの先に行くのが、一貫校の考えではないのかなと私は思っております。

それでは、小中一貫校とした場合のデメリットというのは、先ほど、ちよつと学校の先生の、校長先生の数が減るといふ、事務職員の数が減るといふ話ですが、それらは大きく子どもたちに影響を与えることになるんでしょうか。

逆に言えば、先ほど、「メリットは何か。」と私は伺いをいたしました。が、メリットと比較したときに、考えられるデメリットとはそんなにそれを上回るものなんでしょうか。

その辺はどういうふうに捉えておられますか。

**議長（横山弘藏）** 教 育 長

**教育長（筒井英敏）** 先ほど答弁したところですけども、両方のメリット・デメリットを私たちの方が議論したわけではございません。答弁したところでは、事務と、それから養護教諭、そこら辺が減つて子どもたちの対応が少し手薄になるかなあという思いでお答えしたところですけども、深く私たちの方が検討したわけではございませんので、先ほど申し上げましたとおり、そこら辺も教育委員会の中で、学校長の意見も聴きながら議論を深めていきたいと思ひます。

**議長（横山弘藏）** 立 石 議 員

**八番（立石隆教）** それでは、この間視察に行った北山小中学校のような完全なる一貫校ではないけれども、併設型で一貫校の形をとつてるといふことについて、もし、あそこのように校長が一人、教頭が二人、それぞれ小学校・中学校一人ずつの教頭がいるという形にするのは、あれは佐賀市ですので、長崎県の場合は可能なんでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 教 育 長

教育長（筒井英敏） お答えいたします。

例えば、併設校であれば、校長がどうなるかということ、私が就任して初めての人事異動のヒアリングの折に、将来こういう校舎の改築が検討にあがっているという中で、校長を例えば一人か、それとも二人かということ、県教委の義務教育課の方にお聞きしました。「それは、私たち県教委の方がどうしなさいということではなくて、町の考え方で一人であるという事であれば、一人の校長でかまいません。」ということはお聞きいたしております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） であれば、特別な手続き等は要らないと。例えば、わざわざ特区をまた取り直すとか、そういうことは要らないということで理解させていただきたいと思えます。だから、やろうと思えば出来ないことはない……。

そうなっていくと、私が今回聞いている趣旨は、校舎建設に関することでございまして、一貫校そのものについてが主題ではありません。であればですね、併設型にするということによって、この部分は確実に中学校です、この部分は小学校です、という建て方にいたしますと、普通教室はそれぞれに造りますが、特別教室についても「中学校は美術室がいくつで、音楽室がいくつで、理科室がどうで、いや、小学校もそれが要りまして。」っていう話になりますと、ダブルことになってくるわけですね。ただ単に一個・一個今の場所に造ってでも、併設って同じ所にもってきても、同じ教室の数を造らなければいけないっていうんだったら、少し勿体無い気がいたします。

であれば、せっかく近づいて同一敷地内に造るということを前提にするならば、それぞれの教室、理科室何かが両方に使えるようにすることになると、別々だと二つ必要なのが一個でいいという考え方も、音楽室もそうですけど、出てくる。で、机の高さ何かを調節できるようにしておれば、それほど難しいことではないということを考えますと、私はそういう意味においては、『一つの学校だ』という考え方、コンセプトを持って、新しい併設学校を造るということの方が、話は進めやすいのではないかと、それぞれ小学校・中学校というところの別の組織がありまして、これが単に一つに、同じ敷地内に入ることだけですよという話になれば、小学校の先生方も、「いやあ、これは必要なんです。絶対これだけは必要なんです。もやいで出来ません。」とか、「学校のカリキュラムを書き換えることによって、それが自由に使えるように出来ません。」というような話になっていくと、こちらの考えている造り等は出来ないっていう状況も生まれてくるかなあと、であれば、「一つの学校として考えて下さい。」と、「もうこの機会に一貫校という考え方でやりますので、ひとつ中学校

の先生も、小学校の児童も自分たちの対象の子だというふうと一緒に育てるというふうには、今以上になって下さい。」という、そういう精神構造という、心構えをつくる意味においてもですね、私は「完璧な一貫校ではないけども、併設型の一貫校として考えたいと思ってるんですよ、ご協力ください。」ということの方が、そういう教室の無駄を省くという言い方はあれですが、共有の形が出来上がるのではないかと思うんですが、それについては如何ですか。

**議長（横山弘藏）** 教 育 長

**教育長（筒井英敏）** お答えいたします。

立石議員さんのご指摘はごもっともでございます。

この併設型の校舎ということで、共用できる部分は、私たちも小中学校、例えば理科室・美術室・家庭科室ですか、そこら辺のことは、校長も解っておりますして、共有できる部分は共有したいという方向での話し合いはしておりますして、先ほど、おっしゃったとおり、例えば理科室は小学校も要りますよ、中学校も要りますよということですけども、今度改築する部分においては、共有できる部分は共有するというところで、今、立石議員さんもおっしゃいましたけども、共有できるところは机の稼動式ですね、上下できる、そういうことを取り入れながら教室の配置等については十分に私たちも検討しますし、検討委員会でも話し合っていたいただきますし、小中学校の先生方の考えも十分取り入れた中での改築をしたいというふうに思っております。

**議長（横山弘藏）** 立 石 議 員

**八番（立石隆教）** 校舎建設については同じような方向性をお持ちだということですが、これがその一貫校とつながらない

のが私がイライラするところでありまして…。

というのですね、小学校・中学校でもそれぞれの校長がいてですね、その学校の管理の最高責任者がそれぞれなんです。で、今のように併設型にいたしますと、例えば、北山小中学校の場合に、普通教室が二棟ありましたね、二棟あるんですが、右が小学校で、左が中学校とはいかないんですね、小学校の低学年は中学校の下、一階に造ってあったと多分思ってますけど、そうすると、その棟は小学生も入るし、中学生も入ってるんですね、というようなことになります。

それから、もう一つ、理科室や何やって話しになると、最終的にこの理科室は、この音楽室は、どっちの担当になるのか、管理は…。中学校の方の管理は音楽室です、理科室はじゃあ小学校の校長、というような形になってきます。それより、一

つの学校で責任を持つとすれば、今言った、隣接した学校、その建物はすべて一人の校長でいいわけですね、管理責任は……。そういうふうな問題もありますので、今のように教育長は出来るだけそういうもやいで使えるような格好にしたいと考えれば、この際、一貫校という考えの方が非常に建設の方向性とすれば、やりやすいんではないかなあと思うんですが、それに併せてまた話を元に戻しますが、一貫校というのはいい考えではないかと思うんですが、如何ですか。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） 立石議員さんのおっしゃる小中一貫校、私の方も解らないわけではありません。

今現在、最初の答弁で申し上げましたとこの、一貫教育がスタートして四年目ということもあります。で、その兼ね合いもございますし、何度も言いますけども、教育委員会で一貫校を検討したこともございません。

できれば、教育委員さん皆さんのご意見を聴いた中で、今すぐというわけにはいかないだろうとは思いますが、「こういうことでもありますよ。」ということ、検討はさせていただきたいと思えます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 是非、ご議論していただくということがございますので、十分に検討して下さい。

小中一貫校の有名なところは、東京で『日野学園』っていうのがあります。その日野学園には、二年か三年ぐらい前に、確か小値賀中学校の先生も、その当時の、だから今もおられるかどうか、二・三人行かれてるはずなんです、研修に……。

宮崎校長のときにその話を聞きました。で、「研修に行くんですよ。」という話を聞いてます。その後、私は結果を聞いておりません。そうしたものの報告なんかもしつかりと受けてですね、で、どういふものなのかっていうことも、しっかりと把握した上で、「いやあ、一貫校という考え方はありません。」というふうにきっぱりと行ってほしいと思うんですが、それも無しで言われると、聊か「ちゃんと検討しましたか。」という話になつてくるわけでございまして、その点はひとつ今後しっかりと議論をするということでございますので、期待をいたしたいというふうに思います。

是非いい、よりよい学校を造っていくために努力をしてほしいと、我々議会としてもですね、立場を異にしながら検討を加えていきたいというふうに思っております。

そういうことで、この議論何かですね、最初にゴールありきで始めてはいけないと思っております。ですから、そのような話し合いを今からしたら、先ほどの町長の所信表明の中に、一応の目途が、校舎建設については示されました。「二十

三年度着工だということが決まってるんだから、それに間に合わないようなことではあつてはいけなから、そんな議論するな。」ということにはならないと私は確信をしておりますので、ひとつご議論はしつかりとやっていたきたいということを申し述べて私の質問を終わります。

議長（横山弘藏） これで一般質問を終わります。

日程第五、議案第五号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 議案第五号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由、並びに改正内容の説明をいたします。

今回の一部改正は、長崎県離島医療圏組合の名称変更、並びに県からの派遣医師である今立医師が今年三月三十一日までの診療所勤務後の長期自主研修を受けずに、一年間引き続き診療所での勤務をしていたことになり、そのため、長崎県離島・へき地医療支援センター常勤医師派遣要綱第六条第二項の規定に基づき、今立医師の四月からの給与に長期自主研修中に支給すると見込まれる給与額の四分の一相当額を加えた額を一年間に限り支給しようとするものです。

それでは、改正案条文の内容をご説明いたします。

第四条第二項の改正は、「長崎県離島医療圏組合」と「長崎県立病院」が経営統合し、「長崎県病院企業団」に名称変更されたのに伴う改正でございます。

附則として、この一部改正の施行は、平成二十二年四月一日からといたしております。

ただし、派遣医師で長期自主研修を受けない医師については、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間、別表第五、離島診療手当の定額分に規定する手当額に長期自主研修中に支給すると見込まれる額の四分の一相当額、月額二十五万円を加えた額を支給しようとするものです。

参考に、条文の『新旧対照表』を添付しております。

以上で、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の提案理由、内容のご説明

を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

**八番（立石隆教）** 現行法では「長崎県離島医療圏組合」で、改正案が「長崎県病院企業団」、すごく分かりやすい名称になったようですけど、長崎県離島医療圏組合というのは小値賀町の診療所は入ってなかったと思いますが、改正案での長崎県病院企業団という、この名称の中にも診療所は入っていないということに理解してよろしいですか？

**議長（横山弘藏）** 診療所事務長

**診療所事務長（尾野英昭）** 小値賀町国民健康保険診療所は入っておりません。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第五号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第六、議案第六号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

住 民 課 長

**住民課長（中川一也）** 議案第六号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

国は現下の厳しい経済社会情勢に鑑み、平成二十一年四月、「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」を可決いたしました。延滞金軽減法というもので、改正前は、納付日を過ぎれば、延滞金が年率一四・六％加算されていたものが、改正により一定期間、延滞金の利息を軽減するものです。

この法律の改正を受けて、介護保険料についても同様の取り扱いをするように通達がなされています。

このたびの条例改正は、小値賀町においても介護保険料の延滞金に軽減を適用するために提案するものでございます。条文につきましては、第十条で特例期間の延長を、附則で延滞金利率の軽減を明記しております。

施行期日を「平成二十二年四月一日」からとしております。

なお、最後に条例の『新旧対照表』を添付いたしております、傍線を引いている部分が改正箇所でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立 石 議 員

**八番（立石隆教）** こういうふうに改正した場合、実績を基に言うのですね、どれぐらいの影響、まあほとんどないかとは思いますが、何人って言いますか、何件って言いますか、影響がありというふうにつかんでいるのかということに

ついて伺います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

延滞金につきましては、条例で謳っておりますけれども、実際に適用するようなことは、今までのところございません。本来の保険料をやつと納めるかどうかという状態ですので、保険料を何とか納めていただくということで、実際の事務はやっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第七号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

**住民課長（中川一也）** 議案第七号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

介護保険と同様に、国は現下の厳しい経済社会情勢に鑑み、平成二十一年四月「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」を可決いたしました。

この法律の改正を受けて、後期高齢者医療保険料についても同様の取り扱いをするように通達が出されております。

このたびの条例改正は、小値賀町においても後期高齢者医療保険料の延滞金に軽減を適用するために提案するものでございます。

条文につきましては、第六条で特例期間の延長を、附則で延滞金利率の軽減を明記しております。施行期日を、同様に「平成二十二年四月一日」からとしております。

なお、最後に条例の『新旧対照表』を添付いたしております。傍線を引いている部分が改正箇所でございます。以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

立石議員

**八番（立石隆教）** これについてもお伺いをします。

実績から、これについても対象となる件数はほとんど考えられないと思っております。よろしいのでしょうか？

小値賀町の場合です。

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、後期高齢者の保険料につきましても、ほぼ滞納はなく納めていただいております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第七号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第八、議案第八号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

**住民課長（中川一也）** 議案第八号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本条例は、平成十八年に離島の出産時のリスクを少しでも減らすため、出産直前の旅費等を補助する制度として制定されました。

国が少子化対策、次世代育成の観点から妊婦健康診査の公費負担回数を五回から十四回に拡大する中で、小値賀町の妊婦

は渡航費等の経済的負担もあり、健診を十分に受けていない状況にあります。

この度の改正は、小値賀町の大切な子どもが無事に生まれるよう、胎児の段階からしっかりと健診を受けることを推奨するため、妊婦やご家族の方に更に経済的支援を強化しようとするものであります。

改正の内容は、対象となる妊婦を「妊娠前の三十六週過ぎ」という枠を撤廃し、妊娠が判明し、「母子手帳を交付された時から」といたし、その往復のフェリー代金を補助することにいたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

**九番（松永勇治）** 今、提案理由の説明の中でですね、現行の「三十六週を過ぎた」じゃなくて、「妊娠前三十六週」っちゃうような説明がございましたけれども、妊娠して三十六週じゃないんですか？

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** お答えいたします。

「妊娠前」じゃなくて、「出産前」の間違いでございまして…、はい。

申し訳ございません。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

**四番（小辻隆治郎）** ちょっと迂闊な質問をしますけども…。

『母子手帳』を受けない人っておるんですか？

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** お答えいたします。

出産の意味があれば、母子手帳は必ず受けるような形になっておるようでございます。

どの時点で母子手帳を発行するのかという話をちょっと確認したんですけれども、通常は妊娠の兆候があれば、産婦人科

にかかりまして、そこで確実なものとする。その他にも、最近は『簡易キット』というのがございまして、ご自分で判断されて母子手帳を求めて来られる方もいらつしやるということでございまして、通常、出産の意思があれば、必ず母子手帳は発行されるような体制になっております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

立石議員

**八番（立石隆教）** 「出産前三十六週」の話が出ましたが、母子手帳の交付を受けて出産前に流産をしたりとかですね、そういう可能性だってありますね。で、そういう場合、その流産をする前の段階までは該当するはずですが、流産をした後もそれが原因で何回か病院に行くというようなケースもあるかも知れません。

その場合は、その時点がその起点になりますか？その先も該当するという判断になるのでしょうか？

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** お答えいたします。

そのことに関しては、本条例では想定をしておりますので、妊娠期間中、無事に赤ちゃんを産むという発想の元にこの条例を作っているものですから、その流産等の事項、以降、次の子どもさんをまた授かることにつながるんで、その辺は十分に考慮しなければいけないかなあというふうに思っておりますが、現時点ではそのことは想定しておりませんでした。今後検討したいと思えます。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例案を採決します。  
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第八号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第九、議案第一〇号、小値賀町風致保存条例を廃止する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

**産業振興課長(吉元勝信)** 議案第一〇号、小値賀町風致保存条例を廃止する条例案の提案理由の説明をいたします。

小値賀町風致保存条例は、昭和五十年に小値賀町固有の歴史的伝統美観と自然景観の保存と風致の破壊を防止し、文化の向上と住民福祉の増進に資して後世に継承することを目的として設置されておりますが、昨年十二月に小値賀町景観条例が設置され、本年四月一日から施行することに伴い、今回、本条例の廃止を行うものです。

附則として、この廃止条例施行を、平成二十二年四月一日としております。

なお、小値賀町風致保存条例施行規則についても同様に廃止する予定です。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一〇号、小値賀町風致保存条例を廃止する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第一〇号、小値賀町風致保存条例を廃止する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第十、議案第九号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

**総務課長(谷 良一)** 議案第九号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

小値賀町景観条例が、平成二十二年四月一日から施行されることになり、町長の付属機関として小値賀町景観審議会が設置することが義務付けられました。

また、それに伴い、小値賀町風致保存条例が廃止になりましたので、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部改正を行うものであります。

別表中、「風致保存審議会委員」を、「景観審議会委員」に改めるものであります。

以上で提案の理由説明を終わります。



よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

**八番（立石隆教）** 現在の風致保存審議会委員に対する周知・説明のやり方は、どのようなことを予定してますか。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（吉元勝信）** お答えいたします。

風致保存審議会の委員につきましては、そういう事例があったときにですね、一応委嘱を行いまして協議をするというようなことを行っております。ここ数年、そういう事例がありませんでしたので、審議会を今のところ委嘱をいたしておりません。

そういう中で、こういう審議会委員の廃止を行って、景観審議会委員ということになってみてもですね、今のところは、別段問題はないんじゃないかなあというふうに考えております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

立石議員

**八番（立石隆教）** 必要に応じて開いた審議会委員だということですが、案外、住民の皆さんというのは自分が任命されると、ずうっとそれが新たになってないですね、自分がその委員ではないかというふうに思ったりがちなんです。

そういうことはないんでしょうね？確実に自分に『任命状』が来ないと、違うんだという認識はちゃんと持っておられるんですね？大丈夫ですね？

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（吉元勝信）** 風致保存審議会の委員さんにつきましては、例えば松香丘地区とか、そういう地区の会長さんになってもらうように歴代なっておりますから、そういう部分に関しては今後、風致保存条例が廃止になったという連絡方々、そういう委員についてもですね、廃止するというところで連絡をしたいというふうに思います。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第九号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第九号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第一一号、長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一一号、長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてご説明いたします。

平成二十二年三月末日をもって北松の江迎町、鹿町町が佐世保市に合併するため、長崎県後期高齢者医療広域連合を構成する団体が二つ減少することになります。また、広域連合の議会議員が各自治体から選出されているため、関連して議員の数も二名減少することになります。

広域連合の規約の変更は、地方自治法第二百九十一条の三の規定に基づき、構成市町の議会の議決を経て、長崎県の許可を受けることとなります。

なお、施行日は、合併する二十二年三月三十一日となります。

最後に規約の『新旧対照表』を添付いたしておりまして、傍線を引いている部分が改正箇所でございます。以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一号、長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第一一〇号、長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第一二二号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第一二二号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明いたします。

平成二十二年三月三十一日に佐世保市への編入合併に伴い、北松浦郡江迎町及び鹿町町が廃止され、また、平成二十二年三月三十日をもって、鹿町・江迎給食衛生一部事務組合、佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合及び松浦地区消防組合が解散するため、長崎県市町村総合事務組合を組織する市町村からこれらの市町村及び組合等を減じるものであります。

よって、これらの協議につきまして、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決が必要になりましたので、ご提案申し上げます。

最後に条例の『新旧対照表』を添付しておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一二号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。  
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第一二号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

**日程第十三、議案第一三号、長崎県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

**総務課長(谷 良一)** 議案第一三号、長崎県市町村総合事務組合の規約変更についてご説明いたします。

平成二十二年三月三十一日をもって南高北東部環境衛生組合が本組合退職手当事業から脱退するため、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものであります。

よって、これらの協議につきまして、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決が必要になりましたので、ご提案申し上げます。

最後に条例の『新旧対照表』を添付しておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一三号、長崎県市町村総合事務組合の規約変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第一三号、長崎県市町村総合事務組合の規約変更については、原案のとおり可決されました。

**日程第十四、議案第一四号、野崎島自然学塾村の指定管理者の指定についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

**産業振興課長（吉元勝信）** 議案第一四号、野崎島自然学塾村の指定管理者の指定について提案理由を説明いたします。

野崎島自然学塾村の指定管理は、平成十九年四月から三年間、特定非営利活動法人おちかアイランドツーリズム協会に委託しておりますが、今月末で満了となります。そのため、四月以降の指定管理者を指定する必要があり、小値賀町公の施設

に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、並びに施行規則に基づき諸手続が完了しましたので、地方自治法第二百四十四條の二第六項の規定に基づき、提案するものとさせていただきます。

それでは、内容を説明いたします。

管理を行わせる施設は、野崎島自然学塾村でございます。

指定管理者にしようとする団体は、小値賀町笛吹郷二七九一番地一三、特定非営利活動法人おぢかアイランドツーリズム協会でございます。

指定の期間は、平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの五年間としております。NPO法人「おぢかアイランドツーリズム協会」の三年間の自然学塾村の管理・運営実績につきましては良好であり、今後、町が目指す方向での適切な管理・運営が十分期待できるということで、選定が適当と判断いたしております。

以上、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一四号、野崎島自然学塾村の指定管理者の指定についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第一四号、野崎島自然学塾村の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 二時 二十一分 散会 ―